

平成29年12月12日建設委員会－12月12日-01号

◆西 委員 ソレイユ堺の西でございます。お疲れさまです。

質問に入らせていただきたいと思います。その前に、我が会派としては、申し上げておかなきゃいけないのかなと思うことが一言ありまして、ソレイユ堺としては、今回の市長選挙終わって、やはり市長選挙、最大の争点は、図らずも水道料金の値下げということが最大の争点になったはずにもかかわらず、個人的には、中学校の先輩とかいてますんで、申し上げにくいところありますけれども、大綱で、我が会派の湧上議員が触れた以外に、水道料金について、全く建設的な議論がなくて、それを最大の争点にされた維新の会の皆さんからも、水道料金値下げについて触れられることもないというのは、非常に我が会派としても違和感があるというか、変じゃないかということをもまず冒頭申し上げなきゃいけないだろうなと思っています。

この水道料金については、湧上議員から、我が会派としては提案をさせていただいていますので、また、この先、機会を捉えて、次回以降もいろいろと議論させていただく機会があれば、それはそれでさせていただきたいと思いますが、まずはそれ争点になった会派から、当然、御提案があつてしかるべきだと思いますので、そのことは、まずこの場をおかりをして申し上げておきたいと思います。

さて、通告の1問目、自転車利用環境向上会議についてお聞きをさせていただきたいと思っています。

2年前の建設委員会の中でも、自転車利用環境向上会議及びこれの世界版とも言えるペロシティ・グローバルについて取り上げさせていただいたわけでありましてけれども、全国の自転車のまちづくりに取り組んでいる皆さんで集まっているいろいろと議論をされている自転車利用環境向上会議、次年度、堺でやってはどうかという話が出てきているというふうにお聞きをしておりますけれども、どのような会議か、改めてお示しをいただけますでしょうか。

◎田中 自転車環境整備課長 委員御指摘の会議でございますけれども、自転車施策を進める自治体を初めとしまして、学識者、行政関係者、警察、市民団体等の自転車関係者が一堂に会しまして、先進事例の紹介であるとか、課題等の議論を2日にわたって行う会議でございます。各年度1回ずつ開催されているという状況でございます。以上です。

◆西 委員 過去の開催都市についてお示してください。

◎田中 自転車環境整備課長 まず第1回なんですけど、これは24年に行われているんですけども、金沢市で行われまして、その後、宮崎、宇都宮、京都と続きまして、昨年、第5回は28年度なんですけども、これは静岡で行われています。そして、ことし第6回に当たるんですけども、11月10日、11日に愛媛県の松山市において開催されております。いずれの開催市も自転車施策に積極的な都市でございます。松山では、自転車施策に積極

的な愛媛県知事と松山市長の共同の発案ということで、愛媛県と松山市の共催という形で行われております。以上です。

◆西 委員 参加されている人数についてもお示しをいただけますでしょうか。

◎田中 自転車環境整備課長 人数につきましては、毎回、これ増加しているというふう聞いておまして、ことしの松山では約380人余りが全国から参加しているという状況でございます。以上です。

◆西 委員 そうなんです。たくさんの方が来ていただいた。私も実は京都は行けていませんが、静岡と松山と参加をさせていただいて、現場で静岡に行ったら、自民党の野村議員もいらっしやいまして、横を見たら田中課長もいらっしやって、貝塚部長もいらっしやって、静岡で、みんな出てくれてはるんやというふうに驚いたわけでありまして。

ことしも松山にお伺いをして、私もいろいろと多くの関係者の行政の皆様を含めて議論させていただいたわけでありまして、その場にも田中課長いらっしやいました。田中課長と言いましたらあれですね、自転車環境整備課長がいらっしやいました。担当課長として参加をされた感想についてお示しをいただけますでしょうか。

◎田中 自転車環境整備課長 私も先ほど委員から御説明ありましたように、去年の静岡市と、ことしの松山市、この会議に参加しましたが、自転車施策の他方面の取り組みについて、活発な議論がされまして、非常に刺激を受けました。そしてまた、本市の課題につきましても、全国の自治体であるとか、関係者の方々と議論を深めまして、情報交換ができたということは有意義であったなと感じております。

それと、これまで、開催市では、この会議の様子が結構マスメディアに取り上げられたということで、観光に自転車を活用するような手法が全国に周知されていると。そして、また自転車が観光に便利なツールであるというふうな点も、改めて再認識されていたというふうな状況でございます。

そして、加えまして、開催都市の自転車施策のPRという面につきましても、各方面へのプレゼンスが非常に向上しているというふうな印象を受けました。以上です。

◆西 委員 ありがとうございます。いろいろと各堺の取り組みも紹介をしていただきまして、若手職員の皆さんも、静岡では壇上でも御説明をいただいたり、また、今回の松山でもポスターで発表していただいたりということで、堺の注目にも、担当の皆さんも御説明していただいていたし、また、私のよく知るメディアの皆さん、雑誌の皆さんも、こういう堺の取り組みあるんやねということで、発信ができてよかったかと思えます。

非常に現場の皆さんに頑張っていたと思いますけれども、今、2つ目に御説明いただいたように、自転車施策に積極的な都市で、そして、各市が自転車のまちづくりを市長や首長みずから発表していただくという機会が続々と続く中で、あれ、堺も自転車のまちで、自転車のまちづくり頑張っているんじゃないのかなと、静岡でも松山でも思っておりました。国土交通省の皆さんともお話をしていると、いや、堺も非常に頑張っていたと思いますし、我々はそれを把握していますけれども、なかなかホームページ等々での

発信、まだまだ少ないですねと。堺さんの発信、まだまだもうちょっと頑張って、せっかく頑張って取り組んでいることが全国にまだまだ発信されてないですねということを苦言とまでは言いませんが、国土交通省の担当の道路局の皆さんもそういうふうにおっしゃること、多々あります。

そういった中で、この自転車のまちづくり、積極的に市長のリーダーシップの中で取り組んでいる最中でありますから、この堺市において1つの候補地で上がっているということですから、堺市において開催をするべきだと考えますけれども、担当としてのお考えをお示しをいただけますでしょうか。

◎田中 自転車環境整備課長 議員御指摘のとおり、当会議の運営に協力しております全国委員会さんのほうから、次年度の開催候補地ということで打診を受けておる状況でございます。今現在、開催について調査中でございます。以上でございます。

◆西 委員 ぜひ積極的に堺が発信をされる。そして、たくさんの方が全国から注目をされる。そして、メディアも注目をする。非常に重要な機会だと思いますし、何よりも自転車のまち堺ですから、この会議、全国的な会議の開催に向けて取り組んでいただくことを強く要望をさせていただきたいと思います。

次の項目に移らせていただきます。市営住宅の管理についての項目に移らせていただきます。

堺の市営住宅の共同・共用施設ですね、その維持管理について、入居者の皆さんで構成をされる管理組合が担っていただいているというふうにお聞きをしておりますけれども、管理組合について、位置づけをお示しをいただけますでしょうか。

◎初貝 住宅管理課長 管理組合は団地全体、もしくは棟ごとに、失礼しました。入居者を会員といたしまして、相互の親睦と協調、生活環境の向上、発展をめざすとともに、周辺地域と協力をいたしまして、明朗な団地づくりを行うものといたしまして、入居者みずからが任意で組織するものでございます。

必要経費を管理組合みずからが共益費として徴収をいたしまして、共用・共同施設の清掃、低木の剪定、除草、散水などの維持管理を行うほか、共用・共同施設に係る電気・水道・ガス料金などの支出を行っているものでございます。以上でございます。

◆西 委員 もう1つ別の組織といいますか、位置づけがあると思うんですが、管理組合があつて、それとは別に、住宅管理人という方がそれぞれ市営住宅で指定をされているといいますか、決められているというふうにお聞きをしておりますけれども、堺市における位置づけ及び選出方法、その役割についてお示しをいただけますでしょうか。

◎初貝 住宅管理課長 住宅管理人は、堺市営住宅条例に規定をしております。管理組合から推薦を受けました入居者を住宅管理人として、市のほうは委嘱をいたしております。住宅管理人の主な役割でございますが、指定管理者が設置をしております住宅管理センターと入居者の皆さんとの間のパイプ役を務めていただいているほか、住宅の返還届や同居者の異動届など、各種届け出に関するアドバイスをしていただいたり、入居者の異変があつ

た場合、あるいは不適正な入居があった場合、あるいは火災とか器物損壊などの事象があった場合に、住宅管理センターのほうへ報告をしていただいたり、ビラなどの各戸配布とか、団地内の掲示板への掲示物の掲示、それから団地の共用部分の修繕が必要になった場合のその依頼などを行っていただいております。以上でございます。

◆西 委員 住宅管理人ですけども、確認ですが、この住宅管理人さんは市が正式に委嘱をして、報酬も払っているということよろしいですか。

◎初貝 住宅管理課長 委員御指摘のとおりでございます。

◆西 委員 報酬については幾ら払われているか、お示しいただけますか。

◎初貝 住宅管理課長 報酬につきましては、その基礎額とか住宅の戸数とかということで、若干の増減といえますか、差がございまして、おおよそ平均で申しますと1万円強、1万2,000円弱ぐらいの範囲でおさまっているかと思っております。以上でございます。

◆西 委員 先ほどお答えをいただいた住宅管理人の前提で、管理人の皆さんのお仕事というのは、非常にいろいろとあるように考えるわけですけども、1万円から1万2,000円ぐらい、細かい金額が重要なのではなくて、少なくとも2万円以下ということなんですけど、そのような金額でこのようなお仕事をされているというのは非常に驚きなわけありますけれども、それを補うために管理組合というのがあって、管理組合さんがたくさんのお仕事をカバーをしながら担っていただくのかなというふうに思うわけでありまして、管理組合と住宅管理人の方の役割分担というのはどのようになっているか、お示しいただけますでしょうか。

◎初貝 住宅管理課長 繰り返しになりますけれども、管理組合は組合員の親睦とか協調などのほか、共用・共同施設の維持管理に資するため、任意の団体として運営されているものであるのに対しまして、住宅管理人は、さきに述べました住宅管理センターと入居者の皆さんとのパイプ役を務めていただくための一定の役割を果たしていただいているということでございます。以上でございます。

◆西 委員 今のお答えは、ちょっと違和感があるんですよ。こういうことになるんだろうと思っておりましたけれども、一定の役割を果たしていただいている管理人さんに払われている報酬が余りにも少ないんじゃないかなというふうに思う部分もあるわけでありまして、これはぜひもう少し、この額でいいのかという検討はお願いしておきたいと思っております。

そういった中で、じゃあ、一定の役割を果たしているけども、いらっしゃらないところもあるんじゃないですか。

◎初貝 住宅管理課長 委員の御指摘のとおりでございます。

◆西 委員 つまり、管理人さんがいらっしゃらない、このことに対して一定の役割を果たすことを期待されているにもかかわらず、いらっしゃらない。つまり、報酬の額も含めて、もう少し、これ必要なものであるならば、しっかりと確保していくための努力ということは必要んじゃないかと思っておりますけれども。とすると、先ほど申し上げたみたいに、カバーを

するために管理組合というものが、しっかり機能していただかなくちゃいけないということだと思いますけれども、この管理組合さんについて、堺市としては、任意の団体として運営されると先ほどおっしゃいましたけれども、必要な組織というふうに考えておられるのかどうか、お示しをいただけますでしょうか。

◎初貝 住宅管理課長 管理組合の役割とか内容については、先ほどからるる御説明しているとおりでございますが、市営住宅の維持管理だけではなくて、入居者の親睦の面からも活動していただいておりますので、当該、管理組合につきましては、必要で大切な組織であるというふうに認識しております。以上でございます。

◆西 委員 組合員の親睦・協調というのは、当然あっていいと思いますし、必要なことだと思いますけれども、それ以外にも、最初の1問目の質問でお答えをいただいたみたいに、共益費の徴収であったり、共用施設の清掃、低木の剪定、除草、散水、さらには電気・水道・ガス料金の支出等々も行っているということで、非常にあって当たり前というか、ある前提でこの市営住宅の管理というのが成り立っているものなんだと思います。

非常に重要な役割を担っているということだと思いますけれども、管理組合、いろんな組織が、今、日本中でなかなか弱ってきているといいますか、基盤が弱体化してきているということもあると思いますけれども、この管理組合、どういう現状にあって、どういうふうに、例えば、加入率も含めて、どういう課題が、今、発生をしているかということについて、状況把握をされておられるのでしょうか。

◎初貝 住宅管理課長 管理組合でございますが、あくまでも任意団体ということで、自主独立の運営をしております。したがって、組織の状況などは、現在まで調査をした経過はございません。また、住宅管理センターと管理組合とは良好な関係を築いていたものと私ども推察いたしております。その住宅管理センターからは、管理組合につきまして、課題等の報告を受けてはございません。以上でございます。

◆西 委員 今の現状はそういうことなんだと思いますけれども、課題等も報告を受けてませんというの、非公式には受けているのかもしれませんが、公式に受けておられないということも非常に違和感があります。任意任意というふうに強調されます。

ただ、じゃあ、堺市が任意団体である自治会の現状を把握してないかという、自治会の組織率も含めて、さまざまな現状、一方で把握しているということは、ここにいらっしゃる皆さん、御存じのとおりだと思います。しかしながら、管理組合は任意団体だから把握をしない。自治会も非常に重要だと思いますし、私は自治会の役員もたくさんいただいておりますから、重要であることはもちろんのことですけれども、それ以上に共用部分の管理まで請け負っている管理組合は、もっと必要なんだと思います。

そういった中で、この課題を抽出する調査、しっかりと、任意任意と言わずに把握をしていくということが必要なんではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

◎初貝 住宅管理課長 将来にわたりまして、管理組合が円滑に活動をしていくということが、市営住宅全体の管理運営を適切に継続していく上で、大切なことであるというふう

に認識をいたしております。今回、貴重な御意見をいただきました。住宅管理センターと一緒に、管理組合の状況把握に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

◆西 委員 ぜひお願いをします。管理組合の組織率、この議論を始めるに当たって、いろいろと平場でもお話をさせていただいても、組織率も含めて、わからない。100%加入しているかどうかもわからないということでありました。本当に変だと思います。法律の抜け穴というか、法律の抜けている箇所みたいになっているようなところもあるようですけども、管理組合、しっかり機能していただかないと、これ、市営住宅を管理していくに当たって、非常に問題が大きくなってくると思います。今の段階で、組織率もわからないということですから、何とも言えないんですが、これは、まだ今の段階では、多分、そんなに落ちてないから問題が顕在化してないということだと思いますけれども、仮に組織率が落ちてきたら、非常にいろんな問題が顕在化してくると思います。

現段階で、管理組合の現状把握をして、低ければ、これの加入について、どのようにやっていくか、法律が抜け落ちているところがあるのであれば、法律の要望も、しっかり指定都市として上げていく、そういうことも含めて、しっかりと御検討をお願いをしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

次の項目に移らせていただきます。土砂災害警戒区域への対応についてであります。

台風21号があつて、いろいろと土砂災害についても話題になることが多くなっていますけれども、少し違和感があるのは、土砂災害警戒区域に指定されなかったところで土砂崩れがあつた。それは、当然、いろんなケースがあると思いますけれども、幅の問題、角度の問題、高さの問題、それをクリアというか、その基準を超えて初めて指定するか否かということがあつたと思いますので、外れることが問題なんじゃなくて、指定されたところにしっかりと手を打っていくということが非常に重要なことだと思います。

まずは、崖地の土地所有者というところが、どのように対応していくかということが非常に重要なんだと思います。私の地元の西区でも、近所で今回も何件か土砂災害警戒情報というのが出てました。警戒準備情報ですね。警戒準備情報が出てて、非常に気になるところで、持ち主の方からは、共有地でありますから、その共有地の持っている1人の方からは、うちの持っている場所が影響を及ぼしていたらどうしよう、どういうことになっているのというお話もありましたし、逆に、崖下の方からは、これどうにか対応してほしいんだけど、いつまでたつてもこういう状況なのかなという話もありました。

自分の家が、警報を出ると、やはりそれが非常に気になる部分もあると思いますけれども、所有者に対して、崖地をしっかりと保全して、できれば、土砂災害警戒区域から外れるように努力してほしいと、頑張してほしいという指導はできないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎梅原 河川水路課長 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、通称土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別区域に指定される場合、建築物の構造規制や建築物の移転勧告のほかに、住宅・宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための

開発行為に対して、府知事の許可が必要になるなどの規制が生じますが、現状の崖地の土地の所有者に対して、同法においては、市や府が主導となり、崖地の保全などの対策を行うよう指導する権限はございません。以上です。

◆西 委員 残念ながら、今の御説明によると、崖地の土地所有者に対して指導する権限はないということでありました。これも非常に残念な状況でありますけれども、そうすると、持ち主さん、指導もされませんから、なかなか取り組むという方向に向きにくいと思いますが、当然、この持ち主さん、自分の場所が、これ1人で持っている場合とか複数で持っている場合、たくさんあると思いますが、この持ち主の方の皆さん、自分の土地が、所有地が崖地の下の方に対して影響を及ぼし得る場合、土砂災害の対象地域になっているということを知っているというふうに思うわけでありましてけれども、その周知はどのようにされているか、あわせて区域内の住民の皆さんへの周知もどのようにされているか、お示しをください。

◎梅原 河川水路課長 当該区域内の住民の皆様に対しては、区域指定に関するお知らせ文書を各戸に配布するとともに、校区自治連合会長、単位自治会長を通じて、地域へ回覧を行い、周知を図りました。

また、市内全ての区域について、土砂災害ハザードマップを載せた区域防災マップを全戸に配布するとともに、本市や大阪府のホームページでの公表や本市及び大阪府鳳土木事務所でも閲覧ができます。土砂災害警戒区域等の区域指定の根拠法令となっている土砂災害防止法は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域に対して、危険の周知や警戒避難態勢の整備など、ソフト対策を推進しようとするものであります。そのため住居等のない土地所有者に対しては周知を行っておりません。以上です。

◆西 委員 前段の住民の皆さんへの周知というのは、非常によくやっていたいていると思います。聞くところによれば、都道府県レベルでこういう周知をやる義務が発生をしてないため、特に堺市は大阪府の中でも、特に住民の皆さんのために周知を頑張ろうというところで、1軒1軒回って、危険地域ですよというふうに周知をさせていただいているというふうにお聞きをしています。実際、警報を受信すると、何とか町、危機管理に直していただいたんですが、何とか町と出るだけじゃなくて、何とか町の一部と表記をしていただくことによって、かかわる何とか町全ての方が避難してこずに、自分の家がかかわっているか否かということができるよう、今、制度を変えていただいたわけでありましてけれども、自分の家が対象地域であるということをしっかり認識をしていただくことを努力をしていただいていると。この点はしっかり評価をしておきたいと思っておりますけれども。

後段の、これ国の問題なのかもしれませんが、土砂災害防止法という法律の名前にもかかわらず、その持ち主の方に全く周知がされていないというのは、非常に違和感があります。防止法じゃなくて、土砂災害から逃げてくださいね法にしか聞こえないわけでありまして。防止するために努力をしてくださいということが全くシステムのプロセスの中に入っていないことが、非常に違和感があります。

例えば、今、少し話が余談めいてしまっていますが、下水の皆さんと私道の下水を通す承認を

いろいろと回っていると、当然、持ち主の方は、堺市内には住んでおらず、場合によったらアメリカに住んでいるという方も出てきて、そこの承認をどうとるんかというのは、非常に、登記の中に載ってても、アメリカ、サンフランシスコで載ってたら、どこにどうやって登記の承認のお願い行っていいかわからない。当然、下水の問題が、自分の家の前で、私道のこと起きてるなんていうことは、その方は、もう何年も日本に帰ってきてないから知らないということが起きています。

同様に、大阪府のホームページ、周知していますといっても、自分の土地がそういう可能性があるということも知らない人が、ホームページで自分の土地、そうなっているかなと検索をするというのは、余りにも想像しにくいなというふうに言わざるを得ないと思います。

こういった、特に地域以外に住んでいる人に対して、しっかり周知をしていく必要があると思うわけでありましてけれども、なぜ、手紙等々で崖地の所有者について、おたくの土地がちよっと影響を及ぼすかもしれないから、できれば対策をとってくださいということを連絡をしないのか、なぜかお示してください。

◎梅原 河川水路課長 土地の所有者の連絡には、まず所有者を確定することが必要となります。法務局の土地登記資料の整い方によっては、境界の整理や地番確定等に時間や費用も費やし、場所によっては、土地所有者を限定することが現実的に難しいことが想定されます。以上です。

◆西 委員 この登記資料というのが国でも議論になっているようでありましてけれども、実際、いろいろと先ほど申し上げた下水のことも含めてかかわらせていただくと、この登記というのは、もうそろそろ制度的に限界に来ているなといいますか、もしくはちよっと改善をしていただかなくちゃいけないなということに、結局は起因をしているんだなということが、今お話を聞きながら、御答弁を聞きながらも思うわけでありましてけれども。

とは言いながら、大変なのはよくわかりますけれども、山林は非常に大変な部分あると思いますが、市街地の中のある程度特定をしやすい部分からでも、あなたの土地が起因して土砂災害が起きる可能性ありますよということを周知する方法というのは、ぜひとも研究をしていただきたいと思ひますし、確かに、一部だけ通知して、一部通知しないということができないということもわからなくはないですけれども、しかしながら、だからといって通知をしないというのはどうかと思ひますので、できるところからでも一つ一つ、おたくが原因ですよ、原因になる可能性がありますよということを通知をしていくやり方というのは、堺市単独でできないのであれば、大阪府とも協議をしていただく。

もしくはせつかく指定都市というフレームで、これ別に堺だけの問題ではないかと思ひますし、特に山林、堺にはないとは言ひませんが、都市部である政令指定都市ではできるとたくさんあると思ひますから、政令指定都市同士の連携も持って、国交省ともしっかりと意見交換をしていただいて、通知をしっかりとできる仕組みを考える、これをぜひとも願ひをしておきたいと思ひます。

崖地の対策として、被害を受ける側の住民の皆さんの課題もあります。先ほど通知をしつ

かりやっていたいているというのはありましたけれども、府または市は、そういう被害を受ける側の住民の皆さんに対して、どのような支援を行えるのか、お示してください。

◎梅原 河川水路課長 当方では、崖崩れによる被害を受けるおそれのある住民の皆様に対しては、土砂災害特別警戒区域内において、崖崩れによる被害をあらかじめ防止するため、区域の指定前から、区域内に存在する住宅の除却、移転等に要する経費や土砂の待ち受け壁の設置に関する補助制度があります。

また、土地所有者がみずから行う崖地の対策工事に対しましては、大阪府では対策工事に係る技術的な助言を行った例もあります。以上です。

◆西 委員 補助制度が、住民の皆さんに対してはあると。大阪府は技術的助言しか、逆に言えば、今の話ではやったことがないと、やることがないということでもあります。もっと指定したら、それで責任が終わったみたいなことにならないように、先ほど申し上げたことも含めて、しっかりと土砂災害を減らしていくという視点を持って取り組みを進めていくためのスキーム、大阪府や国としっかりと一緒に連携をして取り組んでいただくことを改めて要望して、この項目は終わらせていただきたいと思えます。

次の項目に移らせていただきます。津久野駅の駐輪場についてであります。

西側について、本会議等々でもいろいろと議論させていただいていますけれども、先日来、西側のロータリーにイルミネーションが点灯しました。この場所は、非常に、私、小学校のときからほとんど状況変わってなくて、西側のロータリーというのは、夜は近づいちゃいけない場所だと、小学校のときは思っていました。非常に薄暗くて、怖くて、何か治安が悪そうで、小学生に子ども心にとっては怖い場所でありました。

それぐらい薄暗い場所だったわけでありましてけれども、今、住民の皆さんが、今、まちづくりに取り組もうということで、好きやねん津久野の会という団体をつくってましてけれども、その皆さんが頑張って、これ全部、手弁当で、お金を出し合って、25万出し合って、地域の皆さんがイルミネーションを設置をして、非常にこの地域、西側ロータリー、少し明るくなって、治安の観点からも非常にいいなと思っているわけでありましてけれども。

この西側ロータリー、このスクリーン見にくくて恐縮ですが、西側ロータリーの駐輪場が非常に原因をして暗くなっている部分も、昼間から何となく無機的ですし、暗くなっている部分もありますし、また、低木と言わないまでの中木のような高さの木がありまして、それも非常に薄暗い陰になっているという現状が、残念ながらある状況にあります。

この真ん中の超一等地に駐輪場があるということになっています。この駐輪場の件は、本会議でも御紹介をさせていただきましたけれども、この駐輪場は津久野の皆さんが土地を持ち出し合って整備をしたという歴史的経過があるようです。

堺市の中で、ほとんど資料が残ってないようでありましてけれども、そんな中で、我がまち津久野を本会議でも御紹介をさせていただきましたが、この中であるのは、駅前広場や道路、公園をつかった、工事費捻出のために土地を売却してこれに充てたと書いてあります。当時のお金で1億9,750万円、総事業費がかかっている、これは地域の皆さんで構成をして

いる土地区画整理組合で支出をしたということであります。これが事実と私は思っていますけれども、もはや検証がしようが堺市の中でなくなっているようでありますけれども。

こういった状況の中で、この超一等地、地域の皆さんが思いを込めてつくったはずの西口の一等地のロータリーのだ真ん中に駐輪場が居座っているという状況になっています。当然、この駐輪場、私、一方で駐輪場は大事だと思っていますし、駅直近の駐輪場は必要だとは思いますが、地域の皆さんからは、結構あきがあるんじゃないかと。津久野駅駐輪場、少しあいてますよという声を各地で、津久野の周辺の皆さんから聞きますけれども、この西側及び東側の駐輪場の充足状況についてお示しいただけますでしょうか。

◎黒原 自転車対策事務所長 津久野駅の駐輪状況についてお伝えします。

西側には、現在3カ所の自転車駐車場がございます。公益財団法人自転車駐車場整備センターが維持管理しております。3カ所の合計では794台の収容能力がございますが、昨年4月からことしの10月まで、月ごとの利用状況でございますが、日平均約390台から480台というふうに報告を受けております。収容能力に比べまして、大体50から60%の状況でございます。

また、東側には、同じく4カ所の自転車等駐車場がございますが、合計1,632台の収容能力がございます。同じ期間でございますが、日平均約1,100台から1,300台の利用がございます。これは収容能力に比して70から80%相当に該当いたします。以上でございます。

◆西 委員 このロータリーの中央部の、地域の皆さんが持ち出してつくった一等地の場所ですから、この駐輪場を使わずに、今、西側にある2カ所の駐輪場に統合できるのではないかという御意見がありますが、いかがでしょうか。

◎黒原 自転車対策事務所長 御指摘の場所、中央部の箇所でございますが、こちらの収容能力は208台でございます。ここを廃止するとなりますと、西側には2カ所の駐輪場が残ります。合わせますと586台、先ほどお話ししました平均的な利用状況であれば、確かに収容能力は可能というふうには考えられますが、例えば、日当たりのピーク時には不足するおそれもございます。また、現在の利用者は、駅から遠い場所の駐輪場を利用しなければならなくなり、その方々の利便性は低下してしまうと考えられます。以上でございます。

◆西 委員 今お示しをさせていただいているのが、西側ロータリーの状況であります。これが駅直近の今お示しをしている駐輪場なわけでありますけれども、一方で、これから、今統合すると、確かに線路沿いの駐輪場に行ってしまうというところで、ピーク時には駅から遠い位置に自転車を置かなければいけなくなったり、利便性が低下するという可能性もあるというお話でありました。

しかしながら、地元の皆さんの思いとしては、ここの土地は一体どうなったんや。ここに駐輪場をつくるという話もあったやないかということもお聞きをしています。その計画自体はどこにも記録がないようでありますけれども、市長が、いろいろと最近は公共財の活用と、ストックを活用していこうということをよくおっしゃっていますが、津久野55号線と

下田津久野1号線、それぞれ市道でありますけれども、特に、都計道路が廃止をされてから、この土地、ずっとあいた状況になっていますが、この土地は今どのような土地か、お示してください。

◎黒原 自転車対策事務所長 御指摘の場所は、その写真でございます北側の津久野55号線の道路敷として、植樹帯として維持管理しております。以上でございます。

◆西 委員 植樹帯として管理をされているわけですが、この土地、道路計画がなくなった後、そのまま活用されてないというような現状になっています。この一等地にあえて置かなくても、駅まで遠く行かなくても、この場所に駐輪場をしっかりと整備をしていけば、駐輪としては、駅からの改札距離からすれば、残念ながら、東口の改札になりますけれども、東口の改札距離からすれば、余り変わらないということもあると思います。

先ほどお示しをしたように、この場所は地域の皆さん、減歩をして、そして、ここはしっかり活用されると。駅の拠点として活用されると思って減歩をされている場所でもありますから、この駐輪場でいつまでたってもいいということではないかと思えます。しっかりと駐輪場をやはり残っているストックの中でしっかりとつくって、一等地は一等地らしく活用していただきたいなと思っております。

そんな中で、活用も要望していきたいと思いますが、まず、短期といいますか、超短期の話の中で、この場所、非常に、夜は先ほど申し上げたように、暗い場所になっていまして、子どもたちにとって非常に危険なところもあると思います。

西側に住まれている方でも、夜、このロータリーにお迎えに来ない方がたくさんいる。それはなぜかと言えば、ここに娘さんをずっと5分、10分、迎えに来るまで待たせておくと、非常に怖いという声が住民さんの中であります。なので、東側で待つといてもらったり、もしくは迎えにいったって、電話して、ちょっと西側に今から来てということで、子どもや娘さんに連絡をするということも起きているというふうに聞いています。

つまり、この場所、暗いところでもあります。治安上も不安で、実は痴漢ということもたくさん発生をしているというやに聞いています。そういった中で、ここ、まずは超短期の課題として、明るさを向上していただいて、維持管理をしっかりとやっていただく。雰囲気もしっかり明るくしていただく。そして、しっかりとこの一等地が、まずはロータリーとしてちゃんと活用されるようにする。そういうことが大事だと思いますが、改善をしていただきたいと思いますが、お考えをお示しいただきませんか。

◎黒原 自転車対策事務所長 西側ロータリーの明るさの向上についてでございますけれども、ロータリー内でございます駐輪場を維持管理する公益財団法人駐車場整備センターとも、今後協議をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

◆西 委員 ぜひ明るさの改善はすぐできることだと思いますので、これはすぐ取り組んでいただきたいと思っております。

実は技監に聞こうかなと思っておったわけですが、それはやめて、両局長にお答えをいただきたいわけですが、この議論していると、またこの種のほかのことも

含めて、西側ロータリーの議論していると、改札をあけてください、もしくはこのロータリーを、一等地のロータリーをしっかりと使えるようにしてください、いろいろと議論して、平場も含めていろいろと話をさせていただくと、いや、計画がない段階では現状のままやらしめてくださいという話がいっぱい出てきます。

そういった意味で、言葉は正しくないかもしれませんが、皆さん、すくみ合ってませんか。こういう計画が何も無い。計画あったらやりますけど、計画がないのでできません。あっちがやったら、私がやりますけどという、すくみ合ってませんかという気持ちが、正直もどかしい気持ちを持っています。

いろいろと課題は、本会議でも、この建設委員会でも何度も申し上げていますので、おわかりをいただいていると思いますけれども、すくみ合っている中で、誰が絵を描いていたかというふうなことに申し上げたいと思っています。

まちづくりの課題、すくみ合わずに前向きに進めていただきたい。そして、そういうふうな思っていると思いますけれども、決意を両局長、お示しいただけませんか。

◎中辻 建設局長 今、西委員のほうから、津久野駅の西側のまちづくりのことですか、いろいろ改札の問題とか、今御指摘のあった暗いとか、防犯上、治安も悪いというようないろんな課題があると思います。今、自転車の所長が答弁したように、短期的に、すぐにできるのではないかということは、我々、道路を管理している者、自転車を管理している者の立場から言えば、しっかりスピードをもってやっていかないかん。

一番大きな、委員がずっと言われてた改札等を含めた駅の西・東の問題ありますので、こういうのは、すくみ合っているわけじゃなく、我々、建築都市局ともお話もしていますし、これは両局、ほんに手に手を携えて、両局一丸となって、また、関係部局も一緒になって取り組まなアカン課題かなと思っております。以上でございます。

◎窪園 建築都市局長 津久野駅周辺の問題でございますけども、当然、これ鉄道が通ってから、またこの地域ができています。それから長年たっている中で、やっぱり地域の中では、いろいろなそごといひますか、まちづくり上の問題とか、当然、物が古くなっていることも含めて、いろいろな問題が出てきているというふうに思っております。

そういった中で、委員さんとも何回かお話をさせていただいているんですけども、問題が幾つかやっぱり出てきていると。一方で、当然、これ地元さんも、今やる気を持ってやっていただいておりますので、私どもとしましては、当然、庁内は手をとり合って連結してやっていきますけども、地元さんの御意見もちゃんと伺いながら、地元とともに、ここは何といひますか、やっぱり地域の拠点として、いかにあるべきかというのが大切やと思っておりますので、その辺は一緒に、地元さんとも話し合いしながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

◆西 委員 いろいろと中で議論をしていただいているのはよく承知をしておりますが、ぜひ、今決意をお示しいただいて、非常に感謝をさせていただきたいと思っておりますが、ぜひ前向きに、さらにさらに進めていただきたいことをお願い申し上げて、質問を終わらせていた

できます。ありがとうございました。